

議員全員協議会会議録

令和元年6月7日

宮古市議会

令和元年6月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(6月7日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	16
閉 会	17

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和元年6月7日（金曜日） 午前11時28分
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

〔協議事項〕

- (1) 宮古市総合計画について
- (2) 政策提言の取扱いについて

出席議員（22名）

1番	白石雅一君	2番	木村誠君
3番	西村昭二君	4番	畠山茂君
5番	小島直也君	6番	鳥居晋君
7番	熊坂伸子君	8番	佐々木清明君
9番	橋本久夫君	10番	伊藤清君
11番	佐々木重勝君	12番	高橋秀正君
13番	坂本悦夫君	14番	長門孝則君
15番	竹花邦彦君	16番	落合久三君
17番	松本尚美君	18番	加藤俊郎君
19番	藤原光昭君	20番	田中尚君
21番	工藤小百合君	22番	古舘章秀君

欠席議員（0名）

なし

議会事務局出席者

事務局長 菊地俊二
主査 前川克寿

次長 松橋かおる

開 会

午前11時28分 開会

○議長（古館章秀君） 時間前ですが、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

只今までの出席議員は22名でございます。会議は成立しております。それでは、次第に従いまして、会議を進めてまいります。

○

協議事項（1） 宮古市総合計画について

○議長（古館章秀君） 協議事項の1、宮古市総合計画についてを議会運営委員会委員長より説明願います。

橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） それでは、議会運営委員会から宮古市総合計画についての協議の結果を御報告したいと思います。協議事項の1とありますペーパーをごらんいただきながら、こちらのほうで、その経過について報告をさせていただきます。

まず総合計画につきましては、当局から策定方針について、31年2月27日の全員協議会で説明を受けた後、それに関する特別委員会等の設置及び議決事件に関する意見がございました。さらに3月18日に開催された全員協議会において再度の意見があり、議会運営委員会で協議するよう、その意見が引きとられたものであります。このことにつきまして4月10日及び5月10日に開催された委員会で協議が行われております。委員会ではこれら意見に関することに対して、全員協議会で議会運営委員会に協議が委ねられたものでもあることから、この二つに対して協議を進めてまいりました。その概要を申し上げたいと思います。

まず1点目の特別委員会の設置についてであります。関わり方の課題、問題点は何か、設置目的は何かという論点から、これは議会として計画案を策定することが目的か、あるいは議会としての意見を計画案に反映する目的にするのかという視点で協議をしてまいりました。これにつきまして委員からは、議会が特別委員会として計画案を策定することは市長の執行権にかかわることでもあり、今までのやり方でよい。委員会中心主義とする観点から、各委員会でこれまでどおりの十分な議論・協議をすれば、設置の必要はないとの意見がありました。その結果として前回の計画策定時の流れを基本として、特別委員会の設置はしないことといたしました。

次に、2点目の総合計画（基本計画）を議決事件とすることについてであります。これについても、議決事件とする意義は何か、議決事件とした場合のメリットデメリットは何かという論点をもとに協議をいたしました。

議決事件とするとした意見では、現在、議決事件としている基本構想だけでは漠然としている。議会がチェック機能を果たすのが難しい。議決事件とすることで議会も緊張感を持って一緒に議論していきながら、質の高いよい計画をつくっていくことにもつながる。これまでの計画はほとんど同じ作業できている。議会も責任をもって執行部に意見・修正・提案し、これまでよりバージョンアップしたものとすべきとの意見がございました。

一方これに対して、すべきではないという意見は次のとおりであります。それは懸念されることへの意見でもありました。議決事件とするということは、政策に議会も関与していることになり、踏み込んでいけば自分たちが困ることになるのではないかと。議会の議決を得ていることを理由に事業や政策が進められることになっていって、議会が困ることにはならないか。また、議会が関わらないということではない、それなりに議論をする場があるとの意見がありました。しかし、絶対的な反対ではなく、懸念としての意見でもありました。委員会

としては、全会一致が前提であります。議論はこのままの形で進む流れであったため、大方の委員からも、決をとる方向となり、判断として、採決を行うことといたしました。その結果、議決事件とすることに3人の委員が賛成し、当委員会としては議決事件とする決定を行ったところでございます。

委員長としては、全会一致が望ましいところでありますが、さまざまな意見から集約させてもらおうと、この総合計画は誰のものかという論点でとらえることで整理すると、このまちに住むみんなのものであるということとでございます。地方自治法の改正により、基本構想の策定義務がなくなりましたが、人口減少、少子高齢化等の問題に対応するためにも、総合計画の役割はこれまで以上に重要なものとなってくると思います。したがって、住民・議会・首長の意見を反映させたものが総合計画であると考えます。総合計画は、市の長期的な将来を展望して基本理念や町の理想像を描くものであり、今後も持ち持ち続ける必要があります。しかしこれまでの総合計画の基本理念となる基本構想だけの議決では、行政のコントロールやチェックすることも難しく形骸化しかねません。議会としても、実際の個別事業の政策的な目標を示したり、横断的に連携させるためにも、基本計画を議決すべきものと考えました。首長だけが自治体の運営を決めるのではなく、市民代表としての議会も関与することで、市民が間接的に関与する自治を担うべき市民が参画する総合計画にすることで、みんなの計画として、よりよいものに作りあげるのが総合計画であると思います。

一方で懸念される課題がありましたが、これを議決事件にすることによって、議会も関与することから、当然ながら議会が好き勝手に否決をしたりすることはあってはならないと思います。そのために十分に意見を交わして、市民も議会も首長も一体となって作っていくことこそ、これこそが首長や行政のための計画ではなく、市民自治による計画につながるものと考えます。そのための基本計画の議決が必要であるとの観点から、私も議会運営委員会では、このことを議決案件とすることにいたしました。議員各位に御理解を求めるものでございます。以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（古舘章秀君）説明が終わりました。

説明が終わりました。この件について何か御質問あれば挙手願います。

西村議員。

○3番（西村昭二君）はい。委員長からのお話ありがとうございます。議運で話し合う前に私も会派の中でいろいろ打ち合わせをして、話をしたところで、ちょっと私は両方とも会派の打ち合わせの中では、ちょっとこれ両方反対ということで意思表示はしてまして、それで特に特別委員会の設置については、議運のほうでも、これはいらんってことで判断されたみたいで。

ただその、議決案件というところでも、ちょっとわたしもひっかかるころがあつて、今、委員長の説明だと総合計画は宮古市民のためってところがありました。私もそれは確かにそうは思うんですけど、総合計画ってというのは、長期的な、市民にとっても特別な計画だと思います。確かにこの総合計画、本当に大事なことだとは思いますが、市長が選挙によって選ばれてですね、宮古市民が市長にかじ取りを任せてるっていう部分もあり、やはりここは市長のマニフェストに沿って、基本計画ってというのは、策定するっていうのが筋ではないかなと。

そして、議決案件にすることによって、今度、議会とのかかわり方っていうのが今後、私は、議員の1人として賛成して、その政策に対して今度これを一般質問するとかですね、そういうところが今後出てきたときに、今度はその政策に対して議員としてのですね、発言っていうのが縛られてくるんじゃないかなってところで、ちょっと私は賛成できないっていうところを申し上げたいと思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかにありませんか。竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 最初に、特別委員会の設置の関係について、ちょっと議会運営委員会の議論の状況についてお伺いをしたいと思います。論点整理の中で、これまでの総合計画を策定するに当たってですね、議会としてのかかわり方がどうであったのか。この点について、課題・問題点を整理すべきではないかという格好で論点整理がされているわけです。

要はこの部分で、議会運営委員会として、これまでの総合計画策定にかかわって、議会としての関与の仕方がどうだったのか、ここの議論はどうだったんでしょうか。つまりですね、結論から言うと、議会運営委員会は、従来のような常任委員会です。所管にかかわって議論をして、それを整理をして議会全体に戻してこうという整理の仕方です。つまり、じゃあ従来のやり方でどうやったのか、ここに問題なかったのか、あったのか。ここはどのような議論がされたのかですね、少し議会運営委員会の議論の状況を、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） はい。今の議論に関してですね、とりあえず委員会に、本来であれば、今いろんな趣旨説明を受けて、委員会をすべきとは、今の意見で思うんですが、全協で委ねられたのが、趣旨説明のないままにこういった委員会で検討するという材料だったことから、私どもはこれまでの課題・問題点には触れることはなく、今後の設置目的に対して、どういうふうに議論を進めていくかっていうことで、中の方では議論した経緯でございます。ですので課題とかそういったものについては、特に触れることはありませんでした。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 問題はね、私もさっき橋本委員長が言ったように、総合計画については向こう10年間という長期的な、いわば市のまちづくり、これを市民、議会も含めて、市当局だけではなくて、そういったことに向けてですね、限りなく合意形成をしていくと。まちづくりの方向性について、さまざまな議論を交わして、そこで合意形成ができればいいという。したがって、議会としてどうかかわっていくのかという、ここだと思うんです。

その中で、従来どおりの常任委員会方式でいい、つまり私が何を言いたいかというと、常任委員会方式にしようということ、常任委員会所管の分しか議論ができないということになるわけですね。これは非常に、最終的には三つの常任委員会なり全協で、またさらに議論をしようということだというふうに思うんですが、これはやっぱり、議員の役割というのは、ある意味やっぱり行政とは違った視点で、どういう施策なり、まちづくりの問題を総合計画の中に行政とは違った観点、つまり議員はそれぞれ地域住民の方々とさまざまな議論を交わし、意見交換もしているはずでありますから、そういう市民の視点に立った、いわば施策なり計画というものを、どう具体的に総合計画の中に反映ができるか、こういうことだと思うんです。

そういう意味で、いわば従来の常任委員会方式がどうであったのかと、ここの検証がなくして、いわば従来どおりでいいよという方向性が、ちょっと私はね、そういう意味では、少しその視点がどうだったのかなというふうな思いでいるわけでありまして。

したがって、いわば端的に申し上げれば、私は、全体でね、特別委員会設置をしたほうがいろんな議論ができて、そういうこともあったのではないかなというふうに思っている。議会運営委員会とすれば、いわば当局のつくったものに対して意見修正を加えていく方式での議論ということですね。だとすればね、私もそういった意味では、問題はやっぱりその部分が、従来の常任委員会方式で十分なそういったことが、できてきたのかどうだったのか。それは、議会運営委員会の判断は、従来の常任委員会方式で十分だと、こういうことですよ

ね。だとすれば、あそこの、従来の常任委員会方式で十分だと。ここはどういう議論が交わされて、そういう方向にしたのかということところがですね、もう少しやっぱりきちっと丁寧に説明をされない、なかなかね、やっぱり理解ができない方もあるのではないかと。そういう観点で私は聞いているわけですが、いかがでしょう。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） 今、竹花議員がおっしゃったとおりでございますが、形としては、各常任委員会で議論を進めていくことを前提として議論をしたところでございます。

今後、大事なことは、今おっしゃったものを、提言について確かに今までのやり方でよいかどうかというのを考えたときに、議決事件にするっていうことをお決めいただいたことを前提に、もしお決めいただければですね、それを前提に新たなそういう議論の場づくりというのも考えられていくのではないかなっていうふうには考えます。この時点ではまだ、特別委員会はそのことをやる場とかということ、議論はされませんでした。要するに、設置をするかしないか、設置した場合何をするかしないかということでの議論でございましたので、今後の議会として、考え方や、意見の集約の仕方っていうのはまた、新たな展開の方法もあるのかなと今の御意見で思いました。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 要するに私の問題意識は、一つはそこの、いわば議会としての議論の方向性と、当然これは議決事項にかかわっていく問題なわけです。当然、議会とすれば、そこに当局がつくった計画案に意見修正を加えていく。そのために、議運の方向性は、各常任委員会で所管について議論をしていただく。それを3合同常任委員会、つまりこれは総務の所管ですから、最終的には総務の常任委員会が、3合同常任委員会の意見をまとめていこうということですよ、これはね。だとすればこれは、こういった形式は今までも経験をしているわけですが、本当に総合計画でそれがいいのかなのかという問題点、同時に、議会の関与の仕方が、当局のつくった計画案について意見修正を加えていくということだとすれば、これは議決事項をどう考えればいいんだろうということですよ、私が思っているのはね。

つまり、十分にそこに、当局が受け入れるかどうかという判断があるかもしれないけれども、そういった議論が、議会として、意見修正を、意見反映をしていく。しかし、それについてなおかつ議決事項として求めていくのかなのかというね。西村議員が言ったように、私もその点を懸念をしています、現実問題として。とすれば、逆に言うと、議決事件の問題については、そこに議決事件とすることに対する議会としての、いわば何を指して議決事件とするのかっていうところの議論も、私はどうだったのかっていう点を後でお聞きをしたいというふうに思っているわけですが、当然これは議会の議論と議決事件は、当然からんでいく一連の流れの問題なわけですよ。まず、いずれ特別委員会の設置については、私がお聞きをした点については、なかなか議論をされなかったということについては、理解をしたということにとどめたいというふうに思っています。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） それから先ほどの西村委員からの御意見に対してでございますけれども、議論の過程の中では、直接的に何ていうんですか、マニフェスト云々とかっていう言葉の中では、御懸念される一応、課題がありました。

最終的に意見を聞いて私なりに集約すると、この基本計画は、市長のマニフェストも含めて計画がされているっていうことになると思います。全てがマニフェスト、マニフェストは政策ですけども、向こう10年間の市民のための計画をつくるのが総合計画だっていう時点で、ここで考えなければならないのは、例えば、市長

のマニフェストであれば、任期が4年なわけですね。10年というスパンで考えたときに、その期間があうかどうか。もしかすれば、首長さんがどっかで変わった場合に、それがそのマニフェストでしばらくいけるかどうかという、課題もあるかと思います。

そういった意味で、質問する時に首を絞めるのではないかなって意見もございました。それを、あえて言うならば逆に評価として、質問なり、何っていうんですか、当局に対してやればいいのかなど。確かに総合計画で示された数値に対して、例えば何かを5回やれって言って、当局が5回やりましたと言えばそれで終わりになるかもしれませんが。逆にその評価として、そのやったことの成果なり達成感はどうだったっていう視点での議論のやりとりが今後深まっていくのではないかという視点でございます。だから、全て市長のマニフェストを否定したということではなく、市民の計画そのものの中で、議論なり評価をしてけばいいのかっていう観点での説明でございます。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 議員の皆様には大変御苦労さまでしたということを最初に申し上げたいと思いますが、ただ橋本委員長のほうの報告の中で、私は黙ってようと思ったんですが、看過できない発言がございました。それはどういう部分かといいますと、特別委員会を設置することについての主旨説明がないまま議運に預けられたという報告があったので、それは違うだろうと。竹花議員がそこは大変丁寧にまとめた議論してるなという思いで私は受けとめておりました。

最終的に私が言いたい部分は、議会運営にかかわる部分にも触れてくるんですが、だとしたらですよ、言い出しっぺは私なんです。少なくとも議運で受け取ったわけでありまして、言わば言い出しっぺの田中議員においでをいただいて、いや出席を求めて、趣旨説明をして議論するっていうのが、本来の議会の運営のあり方じゃないですか。そういった意味では非常にですね、私は、冒頭に執行権にね、やっぱり抵触しかねないということがもうできてますんで、それは我々は議決機関ですから、これが前面に出たらね、私はそうかと思っていたんですよ。わかりやすく言いますと、どうでもいいやという気持ちだったので、私は手を挙げませんでした。しかし、橋本委員長の発言は、私は非常に問題だと思ったのであえて発言いたしました。委員長から弁明を求めます。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） 表現はちょっと誤解されたかもしれませんが、あの時点では、その協議がないままにもう委員会に引き渡されたというのが現状だったので、私どもは完全に委ねられたものとして、委員会としてこの二つの議論に進めていったというのが現状でございます。大変、誤解させたかもしれませんが、申しわけございません。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 少なくともこの件については、議運で検討するっていうことを委員長がお約束をしたわけでありましてね。実際に検討に当たって、どういう問題が出たかといいますと、論点整理の問題とか、今報告いただいた中身が出た。

ただし入り口の部分で、なぜ特別委員会の設置が必要なのか、趣旨説明がないまま議運のほうで議論したって、そういう局面が仮にあったとしても、だったらそういう機会を議会ですから、しっかり保障すべきだっていうことは指摘をしておりますので、委員長の先ほどの答弁もですね、非常に不十分だということをあえて指摘をして、私は結論に関してはね、これは何でそういうことがあったかといいますと、我々活動のベースは

議会基本条例なんですよ。現状ではなかなかその常任委員会中心の政策提言も含めて、やっと緒に就いたばかりなのでね、特別委員会はなかなかちょっと今のメンバーで、ボリュームがちょっと課題なのかな。加えて、執行権に言わば抵触しかねないということがあるのであれば、そこはそことして私は議運の結論はですね、尊重するつもりで聞いておりました。以上です。

○議長（古舘章秀君） そのほか何かございませんか。松本議員。

○17番（松本尚美君） 特別委員会の設置についての、判断といいますかね、議運さんでの判断は尊重したいと思うんですけども、この、主な意見、反対のですね、設置しなくてもいいっていう。

先ほどから出てるんですけども、この市長のマニフェストとか、市長の執行権とかっていうんですね。これはどう理解するかっていうのがですね、私はやっぱりポイントとして挙げられているのは非常に気になっているんですよ。

宮古市の基本計画に関わらないかもしれませんが、予算についてもそうなんですけれども、市長のいわゆる権限が強過ぎるということで、今、全国議長会ですかね、ここがやはり国にですね、やはり求めているのは、改革の中ですよ、やはり議会にも予算の提案も含めてなんだろうかね、調整も含めてなんだろうかね、修正、そういったものの権限をもっと強くしてほしいということをしり入れてるわけです、流れとすれば。要するに、議会は2元代表制の一方を担うんですけども、やはり権限とすれば非常に弱いということがですね、今指摘されていて、国に改善を求めているということです。ですから、この執行権云々に直接かわりあうとかでない、私はちょっと現状から考えれば、これをポイントにするっていうのはやっぱり問題ではないのかなというふうに思います。

基本的にはマニフェストは、確かに候補者の段階で首長のですね、含めてでしょうけども、候補者の段階で出してる政策提言集ですね。これをどう任期を得た時に実行していくか。予算の裏づけを含めてですね、期間とかそういったものをしっかり裏づけをして進めていく、それはそれでいいことなんですけれども。

議会は一方でですね、やはりしチェック、監視機関ですから、それをしっかりと本当に市民の福祉の向上とトータル的にですね、福祉の向上につながっていくかどうかっていうことをやっぱりしっかりチェックをして、場合によっては修正していただく。そういったことがやっぱり議会の役割だと思ってます。

あんまり執行権だか、マニフェストだかを制限するとかですね、関与するとかっていうのは、ちょっと、議会そのものをですね、否定する、より弱くすることにつながっていくのではないかなというふうに思います。意見として申し上げたいと思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんか。竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 基本計画の議決に関することです。最終的には議運で多数決でこれが決定をされたという経過になっているわけですが、改めて基本計画を議決すべきだと、このいわば議運としての判断、つまり何を指して、議決案件とするのか。これについての議論はどうだったんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） 先ほど報告をしましたように、さまざまな意見を集約したところで、議決案件として目指すものっていうのはやはり、みんなの総合計画であるっていうことが、一つの目指すべき方向の論点かなって私は感じております。そのために、議決案件にして、その方向に向かって進んでいこうっていうことが、直接的な言葉はもちろん出ませんが、大きな意見の集約の中でいけば、やはり我々皆が考えていく総合計画であるということが目指すべきところではないのかなという判断でございます。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） ということは今、橋本委員長のお言葉をかりれば、いわばその基本計画については、みんなで作って上げていこうと、要は合意形成として。そうすると、ここにはね、変な意味で聞きますが、変な意味ってちょっと誤解されるかもしれませんが。ここはそうすると、議会がここに議決案件とした場合に、いろいろ物を言うとか、修正を加えるとか、否決をするということはないという、そういうお考えが前提だというふうにも受け取れたわけですが、ここはどうなんですか。みんなで作ってっていくものだと、しかしそこには議決案件とする場合は、当然議会の意見が常任委員会を基本として議論されていく。ここが反映されるかどうかという問題がひとつありますよね、計画の中に。そうしたときに、当然議決案件とする場合に、いや議会の意見が十分に反映をされていない結果だ、議決の際に反対だ、こういう方も当然出てまいりますよ。しかしそうでなくて、ようするに多数決として、議会の結果は多数決だけれども、議会とすればそれは多数決ですから、議決をした、合意形成がされたということになる。そのことを結果として求めていきたいということなんですか。そこはどうなんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） 最終的にそうなる場合も、委員会でも当然、議会運営委員会でもそういうふう意見が分かれました。最終的にやっぱり集約して進めていくためにも決をとったところでもございますので、議論してる、重ねてる中の結果として、そういうふうになるのもありうるのかなとは思いますが、ただし私が求めたいのは、やはり議論を尽くしたことによって、自分たちが最終的にはそれは反対だってことはあり得ないだろうということが行き着くところの先かなとは思っています。

ですから、さっきの懸念の中で十分に議論を尽くして、修正なり加えていって、やっぱりみんなで作るってということが最終的な総合計画のあり方につながれば、やはり新たな感覚での総合計画をつくることになっていくのかなという思いであります。今の私の個人的な思いでありますけれども、それを全体的な意見の進める中で考えていくと。そういうふうになるのかな。だから、なかなかね、先ほども言ったように、進めるべき進めないべきってう意見をやっぱりどうやっていくか。やはりそうなってしまった以上、やっぱり決を採ってしまったものでございますんで、最終的にもそういうのはありうるかもしれませんが、いずれ皆で議論していくっていう前提に考えていきたいと思えます。

○議長（古舘章秀君） 竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 先ほども申し上げました、だから議会の関与のあり方、方向性としてどうなのか。つまり、議会として関与の方法とすれば、さっき言ったように常任委員会を中心にして、当局が原案として示したもののついて、意見・修正を加えていこうと、こういう関与の仕方をしていきたいと思いますってことですね。そういう中で、いわば最終基本計画がまとめられていく。ここに議会が議決案件として求めて、最終的には多数決であるかどうかわかりませんが、いずれにしても、議決をしていくことになるわけです。

私も先ほど申し上げましたが、つまり、何を懸念をしているかというのは、私も西村議員と同様であります。当局はそうは言わないかもしれませんが、議会が一定の総合計画をまとめたものについて議決事項とするということは、それは議員個々の思いとは別に、議会としてその総合計画の基本計画自体を、つまり、まちづくりの方向性とか具体的な施策等も含めて、それは議会が認めたということになっていくわけです。

しかし本当にその施策で十分なのかどうなのか。一方では、それぞれ議員の中にそういう思いを持っていることがあるかもしれない。しかし、総合計画に盛り込まれていないものについては、基本的には市とすれば、事業執

行するということになりませんから、それ以外のものについて議会として、こういう政策なり事業をやっていくべきではないかといったときに、その議会が議決をすることによって、当局はそうは言わないと思いますが、当然我々としてもそういう責任が問われてくるということを議会全体の合意形成にしないとですよ、つまりそういうことになっていくんだよということを、我々全員が理解をしていかないと、何、議会は議決をしたでしょう、こういう政策を求めるとは、おかしいんじゃないですか、総合計画の中にはありませんよ、こういう議論だって、乱暴な言い方ですが、出てくるんだ。

とすればさっき言った、具体的な計画に対して意見修正求めていくということと同時にね、ここで議会議決をしていくということがどうなのかと、私はある意味で非常に問題意識を持っているわけです。本当にそこまですべて議会としてやっていいのか、踏み込んでやっていいのかどうなのか、こういうことなわけですよ。

ですから、具体的な数値目標等については、これはさっきも言ったように、別にそれはね、計画こうだけでも、あるいは目標数値をこう高めていいんじゃないか、それはいろんな議論をすればいいというふうに思うわけです。私はそういった点も、これは議会が全体的にやっぱりそういったことも含めて、課題、デメリット、メリット含めて十分に議論しないとさまざま問題が起きていく。本当に議員の皆さんが、それでわかったということですね、そういう問題視があるけども、なんていうの、じゃ自分たちは新たな事業、こういう施策が必要だということが、一般質問のなかさまざま私も含めてあるわけですが、このことは極端に言うと、どうなのということとは逆に問われる、そういうことにもつながりかねないという私は懸念を持ってるわけです。だからそこはね、私は議決事項の部分についてはさっきも言いましたが、ここで議会が何を指すのか、議決事項にして、何を指していくのかということをはっきりしてこない、さまざまなやっぱり考えとか、問題点が生まれてくるのではないかな。ここはね、はっきり議決事項にすべきだというなら、何を議決事項にして求めていくのだ、それについて議会として、そこに問題点はないのかどうなのかということもね、やっぱりそこを十分に議論すべきではなかったのか、このように思っております。したがって私は議会議決事項については、ちょっと疑問点は持っているということだけ明らかにしておきます。

○議長（古舘章秀君） 落合委員。

○16番（落合久三君） 大枠では私もいいんでないかなって思うんですが、大枠という意味は、今、竹花議員が言った点が、私もそのところが自分でもまだ十分究明されていない点と言ってもいいかもしれません。

つまり基本計画を議決する、基本的には10年、その10年の中の前期計画、後期計画。そうすると、具体的な実施計画になっていくと、当局は当然、予算の裏づけも含めてずっと今まで発表してるわけですよ。そういうことを全て議決に付された場合に、政治的、道義的にそれに反するようなことを言うのは、さっきから竹花議員が言ってるような、ちょっとこう厳しく言えばね、市長部局のほうから、「いやいや皆さんもこの計画に賛成してもらったのに、それに反するような一般質問していいのか」とは言わないと思いますが、そういう問題をどうクリアするかっていう問題が、私はちょっと未解明なのでないかなって思うように、正直思っていました。

ただ、ほかのね、議決している市の事例も載っているんで、私も詳しくはないんですが、一部だけちょっと同僚の議員から聞いた時があるんですが、基本計画を議決して、それに基づいて各年度ごとに予算が提起されるわけですよ、基本は単年度主義ですから。そのときの平成31年度の当初予算の議会のときに、基本計画で議決したこととのかかわりには、どう言ったらいいか、あまり拘束されないで、当時のことは当時のことと、今回は今回、みたいな感じでやっているところもあるやに聞いているんですが。

私は基本計画に賛成し、議決したからといって、そのことに必要以上に基本計画を議決するっていうのは、各年度ごとの予算案の審議とは、また違うんでないかなっていう思いがするので、あんまりこだわる必要はないんでないかなっていうふうにも私は思うんでね。きょうの議運の委員長の提案には、大枠では私はいいんでないかなと思うんですが。ただ、今いった点はね、もうちょっと議論していいんじゃないかなっていうのが、瞬間の私の意見です。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） はい。議決案件に関する部分での当局も含めてですね、議員のですね、トータル的な理解っていうのかな。そこがポイントかなというふうに思うんですけども。基本的にこの基本構想から、そしてこの基本計画を議決事件として扱うっていうのはですね、やはりさっき落合議員もちょっと触れましたけれども、実施計画として予算がくっついてくると、そして執行する、そして決算検証する、そういった流れになってくるわけですね。

ですから、間違いなく一つ言えるのはですね、議会も議員もですね、やはり市民にはやっぱり説明責任を負うということですね。議決に対してですね、しっかりと。そのためにやっぱり議会・議員はですね、その基本計画の中身が何たるやっていうものもですね、しっかりとチェックをしていくっていうことがですね、私はやっぱり求められているんだろうと思います。そのあとのですね、年度ごとやってきて、当然当局もローリングっていうのは、見直しですね、場合によっては、内容を変えたりですね、そういったこともローリングしていくということが原則ですから。決して議員がですね、例えば基本計画に賛成して議決したから、一般質問等で縛られるってことはありません。ないと考えていいです。当然、委員長がさっきちょっと触れましたけど、やっぱりローリング、検証ですね、評価そういったものを通じて、場合によってはビーバイシーとかっていう文言も使うかもしれませんが、そういった費用対効果を含めてですね、結果が出てなければ、当然これは政策の変更という部分ですかね。これは一般質問で私は取り上げても十分いいものだというふうに思います。決して発言が縛られるってことはありません。あってはならないことなんです。

ですから当局が本音で、本音でっていうかね、「なに、あなたは基本計画を認めたんでしょ。何で一般質問で別なことを問うんだ」ということには私はならないと思います。当初はやっぱりスタートしてですね、そして結果が出なければ、当然修正を求めていくという意味での提言も一般質問もありうることです。そういった理解でいいんじゃないのかなというふうに思います。

ただ、ちょっと気になっているのが、議決イコール合意形成ができたということとイコールなのかっていう話なんですけれども。これは場合によっては、基本計画に全体を見た中で、大枠はいいけれども、この項目には反対と、この政策には反対ということは、当然ありうるわけなんでね。イコール合意形成ができたっていうことには、解釈にはならないんじゃないのかなというふうに思います。

だから、評決してですね、何対何というのは当然ありうる話です。そして議決が通って、やはりこれは民主主義の基本ですから、賛成多数、少数意見の尊重というのがありますけれども、いずれそういった流れの中ですから、私は別に問題ないんじゃないのかなというふうに思います。意見として申し上げたいと思います。

○議長（古舘章秀君） そのほかにございませぬか。

非常に取りまとめについては、難しい状況になってきたなどこのように思っておりますが、この計画の議決案件にするというのは、まだ、基本的には議決案件にするという部分、多分3月にこの部分が出てくると思いますので、今後の問題点等について、きょう、どういう方向にするかっていう部分について、すべきだと思う

か、あるいはもうちょっと議論すべきだと思うかっていう部分について、皆さんから御意見いただきたいと思
います。落合委員。

- 16番(落合久三君) あ、議論をひっくり返すつもりはないですが、言い出しっぺの田中議員のさっきの発
言ね、言い出しっぺ実はおれなんだと。そういうのが議運の席上で反映、一等最初、やっぱり、やられるべきだ
ったんでないかなあと。ごく当たり前だと私は思って、田中議員のその部分は本当にそうだなと思って聞い
たので、というのはやっぱり指摘をする必要があるのかなと。

それからもう一つは、うちの会派は議運に今出ていないためにね、ちょっとそういう意味で情報の、なんて
いうの、交流っていうか深め方っていうのがね、いきなりみたいな部分もあるんです、正直なところ。今、議長
の最後の意見について言えば、もう一度、こういう全協でいいんでないかなと思うんですが。議運は議運で一
定のもう、結論を出してるわけですからね。それを踏まえて、もう一度、会派なりでも議論した上で、もう一度
日を改めて議論して結論を出すっていうふうにしたらいいんじゃないかと私は思います。

- 議長(古舘章秀君) 田中議員。

- 20番(田中尚君) 議長が大変、きょうの全協を踏まえて、取り扱いに苦慮してるってことでの発言を求
められているというふうに理解をしての発言であります。

私はですね、竹花議員もそういう懸念を表明しました、それに対しまして、松本議員のほうからは、ある意味
それに回答と思えるような議員としての意見・見識が示されました。したがって、我々きょう全協ですから、ど
ういうふうな判断のもとにですね、この議決案件に加えるのかということさえですね、きょうの全協ですから
合意ができれば、私はそのための今、議論していると思って聞いておりますので、竹花議員も含めてですね、西
村議員も含めて、理解がいくのかなと思っております。以上です。

- 議長(古舘章秀君) 松本議員。

- 17番(松本尚美君) きょうの2件の分で特別委員会と議決事件としてどうするかという2点なんですけれ
ども、議運の議論は結論もですね、判断も、私は尊重したいと思います。ですから、ただ今後ですね、先ほど出
た意見がありましたね、危惧されるって一部分の。ここに対してやはり共有するっていうか、限りなく理解を
深めるっていう、共有するという意味でのやりとりは必要なのかなというふうには思いますけれども。まずは
今日の議運のですね、報告については、私はやっぱり尊重すべきだというふうに思います。

- 議長(古舘章秀君) 加藤議員。

- 18番(加藤俊郎君) 議運の皆さん、あるいはまた議長さん御苦労さんでございました。

一つ参考例、年がいった議員で、一つの参考例、こういった計画をつくる、つくって後で変更したって
大きな例があったということをお一つ御紹介申し上げたいんですが。

合併協定書、3市町村の合併のときに、合併協定項目をつくりまして、合併協議会の中でつくりまして、各市
町村にそれを議決いただいた上で合併をしたっていう経過がございました。それで後で修正する事項が100何点
にわたっての合併協定項目があったんですが、その中で修正することがございました。一々忘れましたが、そ
のときに首長、当時の熊坂市長が私の一般質問にお答えいただいたのが、当初つくったそのときの社会情勢と、
現在のこの合併して宮古市となつての状況が大きく変わってきた点があると。そういうことから、合併協定項
目は項目として見直しを図らなければならないということから、私の一存で一存というか市長決裁で変えさせ
ていただきましたってことで、私もそのときの一般質問、それでよしとしたっていう経過がございました。

だから、私は松本委員のお話におおむね賛成の点なんですが、全部というのかな。議運の結論っていうのは、

私も尊重すべきだというふうに考えております。ただ、議会運営委員会っていうの、会の性格とすれば、決を採る、しかも3対2っていう僅少差での、こういうような決定を見たっていうことは、もうちょっと議論をしっかりして、委員長が皆さんの委員の意見を聞いた上で、それではこういう方向でいきたいと思いますが、っていうような諮り方もあったのではないかなっていうような感じで聞いておりました。議会運営委員会で採決するっていうのは、あまりふさわしくないと思うんですが、そういうことがあつての今日の全員協議会でのいろんな意見が出たっていうことから、想像できる難しい案件だったっていうのは想像できるんですが、いずれ私は、議会運営委員会3対2であっても、その結論は尊重したいと思います。以上です。

○議長（古舘章秀君） 長門議員。

○14番（長門孝則君） 議運での決定は基本的には尊重すると、そういう意見が多いようですが、そういうことですね、合意形成を図るためにも、もう一度議運を開くなりしていただいたほうがいいんでないかなと。そういうふうに私は考えてます。議長にはそういう取り計らいをできればお願いしたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） もう一度という議運のお話でありました。議運とすれば、先ほど委員長長の報告の中では方向性を見出したと私はとらえておるんですが。

○14番（長門孝則君） 議長、議運でなくて全協。ああ、私は間違ったかな、全協で合意形成を図る意味で、もう一度全協を開いていただきたいと。そういう意味です。

○議長（古舘章秀君） 今のところ、このままでもいいっていう話もありますし、もう一度全協をと、会派でもう一度議論していただいて全協でという意見もありましたが、今後の扱いについて、もう一度その辺を皆さんで議論した後に、この計画については、議決案件については、もう一度全協で議論するというところでよろしいでしょうか。

○議長（古舘章秀君） はい。加藤議員。

○18番（加藤俊郎君） すいません、あえて手を上げさせていただきました。

時間が、私はないと思うんです。10月頃ですか、市長サイドが粗々の計画を提示できるっていうのは、10月から11月になると思うんですが。もう時間が、これを議決案件にするかどうかっていうのを、全員協議会をもって、また話し合いをするっていう、時間的にあるのかどうか。その辺についての、2月に当局のほうでの策定までの流れ、こういうふうにやりたいと思うっていうような計画表がありましたが、それを見ていただければわかるとおり、もうね、時間がないと思うんですね、もう。ここでははっきりしたほうがいいのではないのかなというふうに思うんですが。局長、時間的な余裕はありますか。

○議長（古舘章秀君） 議会事務局長。

○議会事務局長（菊地俊二君） はい。議決の時期と言えば、年が明けての3月定例会議での議案の上程になるんだろうなと思います。基本構想を含め、基本構想も通常ですと年明けの3月定例会議での議決、今回基本計画を議決事件にするということになりますと、それもやはり時期的には、3月の定例会議の議決になろうかと思えます。

ただ資料の中で、検討事項というところで、議決事件にする場合には、どこで根拠を持つのかという部分、この辺もやはり全協の中では議論していく必要があるのではないかなと思っております。自治基本条例を改正するのかという部分が出てくるとしますので、その辺の議論も必要ではないかなと思います。

○議長（古舘章秀君） 長門議員。

○14番（長門孝則君） この件についてはですね、やはり議員発議になりますんで、全会一致が原則という、申

し合わせになってきておりますので。やはり合意形成を図っていくということが大事なわけでございますので、今日ここで合意形成ができればそれにこしたことはないんですが、その辺の取り計らいを議長にお願いしたいなど。時間的に余裕があれば、合意形成を図るための全協なり、もう1回開いていただければいいんでないかなと思います。

○20番(田中尚君) 具体的には今後どうするかについてはですね、今、局長が懸念事項ということを申されました。したがって、全体の議論とすればですね、私、先ほど発言したように、竹花議員の懸念に関しては、我々が議論をしっかりとした上で、どう判断するかっていうことで私は解決できると思っております。

したがって今後は、こういう形で議連の結論を尊重するという議論が出ておりますので、だとするなら今後その根拠をどうするかということについては、議連で議論していただきまして、改めて全協を持つということでもいいのではないのかなと思いますよ。

つまりそれは、議長に私は一任をしたいという意味です。

○議長(古館章秀君) 田中議員におかれましては、基本的には議連の3対2で決した議論の中で、議連に任せていきたいという、議長に方向性については任せたいという、意見ととらえてよろしいでしょうか。

○20番(田中尚君) そのとおりでありますし、なおかつ仮にそうなった場合に、事務局長のほうからですね、説明がございました。何に根拠を求めるのかっていう課題が出ますよ。ここは今後の課題として、丁寧にやっぱり全協も含めて、あるいはその前に議連のほうで議論の課題になるでしょうということを申し上げています。以上です。

○議長(古館章秀君) 非常に、この部分については一任されましたが、まだその合意形成がなされていない部分があるということも、これは皆さんで、その集約も必要になってくるのかなど。その辺が、合意形成が図られる部分はどこでやったらいいのか、ちょっと私自身も非常に難しいところだなと思っています。委員長。

○議会運営委員会委員長(橋本久夫君) 確認したいんですが、今の御意見を議連のほうで揉んでさらに皆さんに御提示するっていう形の流れかと思うんですが、先ほど加藤委員がおっしゃったように私はこういう大きな問題は、本来は1年2年かけて研究すべき課題ではあったんじゃないかなっていう、ちょっと思いはして聞いておりました。ですから、なかなか説明やらその根拠やら示すことは、具体的にはできませんでした。

しかし、ここで議決案件として決めていただくことによって、その根拠を示したり、皆さんで御意見をいただきながら、次の方向に向かっていくことは、時間的にはまだあるかと思えます。そういった意味で、議連で議論してまた皆さんに戻しながら、そこでキャッチボールをやるっていう流れでとらえてよろしいでしょうか。そこをお願いいたします。

○議長(古館章秀君) 田中議員。

○20番(田中尚君) 私のほうから整理をさせていただきますけれども、私の受けとめはですね、竹花議員、冒頭の西村議員のほうから、この議決案件にすることによっての懸念が示されました。そのことを受けて松本議員のほうからは、いや執行権だとかそういうふうなさまざまな言葉に議会が萎縮、ひるむ必要はないんだと。当然、加藤議員のほうからも合併時の経過も含めてですね、説明があったわけですから。

そういった意味からすると要は、西村議員なり竹花議員が懸念として示された部分がクリアできるのであればね、松本議員の発言を踏まえて、そこはきょうの全協では合意が図られたという判断をしても私おかしくない。

そうすると次の課題は、菊地事務局長のほうから発言があったようにですね、根拠をどうするんですかって

いう課題が出てきますよ。きょうこの時点で、議運が3分の2で議決にするのは必要ない、反対だという結論に全協がなれば、菊地事務局長が懸念した根拠の議論する必要がないんです。そういった意味では私ではすね申し上げまして、発言しておりますので。そこは賢明な議長の裁量権で、事務局長と相談をしながら進めていただきたい。以上です。

○3番（西村昭二君） はい。ちょっと最初の話と今、いろいろ皆さんの御意見、意見を聞いて、思ったんですけども。先ほど松本議員のほうからも、議員が縛られるっていうところを懸念されてるようなお話もありました。ただ、本当に大事な、総合計画っていうのは、市長の権限っていう話すると、また御意見ちょうだいするかもしれませんが、これはやはり市長と当局、市の職員たちの権限にもすね、かかわってくるのではないのかなと。

やはり私たち今まで議員の立場としてやってきたことに、どうなんでしょう委員長。今までのやり方で不具合があって、今回こういう話になるわけでしょうか。それとも、そこなんですよ。今までやってきたことで、あえて他市町村がやってるからといって、ちょっとすいません、議論する時間がなかったっていうところを、私もそうは思いますけれども、ちょっとその他市町村でやってるからそれに乗かってっていうミーハー的な考えでやってるのかなっていうところも正直思います。

なので議員が縛られるっていうところの話もありましたが、市長と当局も、市の職員も縛られてしまうっていうところも考えてみて、ちゃんと深い議論をして、もう一度、全協なりでお話をして、自分たちもまた、もっと揉んで話をしてみないと、ちょっとこれきょうどうのこうのっていう話だと難しいんじゃないかなと思います。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 西村委員にまた反論するわけではないんですけども、市長部局もすね、総合計画、基本計画を策定するにあたっては当然、自治基本条例に基づいてやるんですよ。これは参画と協働っていうのは、もうこれは基本的な、理念っていうか考え方、これはしっかり明記されてるんですよ。ですから、当然、私はどなたが市長・首長になってもすね、基本的には自治基本条例でもって計画も策定していくし、当然、執行もしていくというふうに理解していました。ですから、西村委員の懸念するっていう部分は、ない。あってはならないことだと思ってます。これについては意見を申し上げたいと思います。

んで、もう、何かこう、じゃ今後どうするかという話なんですが、私はきょうのやりとりを踏まえてすね、そしてさっきも言いましたけれども、懸念に対してすね、どう理解を深めていくかっていう部分をちょっと整理させていただいてすね、さっきも言いましたけれども、議運の判断をやっぱりしっかりと尊重して、そして前に進めていただきたい。根拠をどう持つかっていう部分も含めてすね、示していただきながら、進めていただければというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 熊坂議員。

○7番（熊坂伸子君） はい。やはり、条例改定もあるにしてもですけれども、いずれ議員発議でこれを提案していくということですので、やはり原則的には全員の合意が1番大事だなというふうに思っております。やはり懸念がまだまだ十分に払拭できないという方も、多分発言されない方の中にも多分いらっしゃるんじゃないかなと。議運でも本当に何対何っていうぐらい揉めたぐらいですので、多分いろいろきょう、全員でやりましょうという具合にはちょっと行かないような気がしております。

ただ、時間もそんなにないと。総合計画を新しくする機会というのは、何年に1度というあれですが、そこに

対する来年3月に多分議決だろうということ、出されるんだろうということですが、時間がないと言いつつ、もう1回ぐらい全協なり、あるいは持ち帰って会派で話し合う、そしてただいま持っているそれぞれの懸念材料等を、深く掘り下げるという時間ぐらいはあるのではないかなというふうな気がしておりますので、きょう結論を出すというより、ちょっとステップが欲しいなという気がしております。以上です。

○議長（古舘章秀君） 非常に議論の中では、いろいろきょうできる部分もあるわけですが、この場合は議論の場でするので、結論とる場ではございませんので、基本的には時間がないと言いつつも、議員発議としてできるのかどうか含めて、各会派で議論していただいて、もう一度全協で議論し合意形成を図った上で、結論に至る方向性をとりたいたと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なし〕

○議長（古舘章秀君） その方向で進めてまいりたいと思います。日程については後日お知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それではこの案件については、これで終わりたいと思います。

ほかになければこの件は終わりにして、協議事項の2、「政策提言の取り扱いについて」を、議会運営委員会委員長より説明願ひます。

○

協議事項（2） 政策提言の取り扱いについて

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） はい。それでは協議事項の2でございます。

政策立案・政策提言の取り扱いについての資料を、お手元に配付しております。それに沿って説明をさせていただきます。まず宮古市議会基本条例では、第3条において、議員は議員間における討議を通じて合意形成をはかり、政策立案・政策提言等を積極的に行うものとするとして規定しております。さらに13条においては、委員会は議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする、と規定されております。現在、各常任委員会において、さまざまな施策提言に向けた調査研究が行われております。しかしながら、政策提言が、具体的な取り扱いが今まで示されておりました。そのことからその運用について、これを協議しようとするものでございます。

現在、その運用のイメージとして、一応図案を示しておりますけれども、今、総務とか教育教育民生でさまざまな委員会が主体となってテーマを決めて、一定の期間中調査研究を行っておるところでございます。それを、各委員会で調査研究の結果を踏まえて、提言等条例等の素案をまとめるというのが、研究のあとの次の政策ステップになります。

この表で見ると、例えば昨年間に、さまざまの調査研究を6月から11月ごろにかけて行っている。次のステップとして常任委員会で、さらにこの研究の結果をまとめる、素案をまとめる段階に入って、そしてそれができたものを、全員協議会。素案ができましたら、議員全員を対象とした説明、そして意見交換等を設けるということで、全員協議会に合意形成を図ります。そこで、さらに御意見をいただいたものを、また、各常任委員会に持ち帰りまして、最終的な全協における討議を踏まえて、提言書なり条例等の案を取りまとめるという流れでございます。

そしてできたものに対して、それは議長に提言書として出すのか条例等として出すのか、三つほど流れとしてあります。発議・決議・提言書ってということで、研究したテーマがどれにあうのかって流れの中で、こういう流れで政策提言の仕組みをつくっていきたくて思っております。ですので、今現在進められている、各常任委員会の研究調査のものは恐らく、最終的にはこの提言書、市町へのっていう形の中で、素案が進められて

いるのではないかなと思っております。いずれ、こういう形で皆様にお諮りして取り扱いを進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） はい。議運で政策提言に至るですね、流れをまとめていただいたのは、大変いいことだなというふうに思います。

ただ、ちょっと、足りないっていいですかね。イメージなんで何とも言いようがないんですけども。何で政策立案・政策提言を議会がですね、委員会主体と書いてあるんですけども、やるのかっていうのをですね、やっぱりもうちょっとこう明確にさせていただきたいんだと。目的っていうんですかね。それとあわせてですね、市民ニーズの把握とかですね、やっぱりそういう単独っていいですか、委員会そのものがですね、単に議会の中の政策提言、形成をしていくっていうことではないと思うんですね。もちろんテーマによって違うかもしれませんが、やっぱりそういったものも加味していただかないと、誤解を与えるのではないかなと。

あとは、すいません。一問一答で申しわけないんですが、委員会が主体となったと書いているんですけども、やはり特別委員会も場合によっては、テーマによってはですね、設置して取り組んでいくという流れも私は否定できないんで、ありうることだというふうに思います。それから、すいません。イメージなんで何とも言えないんですけども、例えば1年サイクルね、1年の中のサイクルを、前提では1～2年というサイクルもあるんですけども、この時期が書いてますね、6月、11月とか。これに余りこだわらなくてもいいような、テーマによってはですよ、さっきの基本計画とか含めて、ああいったものの流れだと当局の工程表にある程度合わせていかなきゃなんない部分もありますし、今総務が取り組んでいる部分もですね、やはりいつまでもっていうわけではなくて期限がありますんで、それに合わせてやってタイトになってくる部分も当然出てくると思いますから、そこを余りびたっと書きちゃうと、まだどうなのかなっていう思いもあったんで、ちょっと指摘をさせていただきたいと思います、意見としてです。

○議長（古舘章秀君） はい、意見として受けとめて、そのほかに何かございませんでしょうか。なければ、これの件はこれで終わります。次にその他ですが皆様から何かございませんか。ないようですので、これをもちまして全員協議会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午後0時40分 閉会

宮古市議会議長 古舘章秀